

入 札 説 明 書

(建設工事)

一般競争入札については、関係法令および工事ごとの公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 工事概要

公告に定めるもののほか、以下のとおり。

(1) 入札

本工事は、湖北広域行政事務センター（以下、「センター」という。）が競争参加資格確認資料（以下、「確認資料」という。）の提出を受け、審査の結果、競争入札参加資格を有するものが入札に参加する工事である。

(2) 契約後V E方式

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式は採用しない。

2 競争参加資格

競争参加希望者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 登録業種

登録業種とはセンター入札参加有資格者名簿（この公告の日において有効であり、かつ、最新のものに限る。以下、「名簿」という。）に登録されている業種であり、この公告で定める業種での登録を満たすこと。なお、登録業種の年度について公告に特別の定めがない場合は、公告の日の属する年度の名簿によるものとする。

(2) 対応許可業種

対応許可業種とは、（１）で定める名簿に登録するために行ったセンター建設工事入札参加資格審査申請の申請書に記載した対応許可業種であり、この公告で定める場合には、該当する対応許可業種がセンター建設工事入札参加資格審査申請の申請書に記載されていること。なお、該当する建設業法に基づく許可は落札決定の日においても有すること。

(3) 特定建設業許可

この公告で定める場合は、該当する建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業許可を有すること。なお、該当する建設業法に基づく特定建設業許可は落札決定の日においても有すること。

(4) 総合評定値

この公告で定める場合には、この公告の日において、有効であり、かつ、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、この公告で定める場合には、該当する業種において総合評定値を満たすこと（公告の日と落札決定の日において総合評定値が異なる場合は、公告の日における総合評定値で満たすこと）。また、この要件を定める場合は、競争参加希望者は、入札参加資格審査申請の際、この要件を満たすことを証するた

め、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出するものとする。

(5) 地域要件

この公告で定める場合には、公告の日において、該当する地域に名簿に登録された営業所を有すること。

(6) 施工実績要件

この公告で定める場合には、該当する施工実績要件を満たすこと。また、この要件を定める場合は、競争参加希望者は、この要件を満たすことを証するため、工事名、施工場所、受注形態、工期、発注機関、工事概要および発注者・受注者の押印が確認できる資料、または工事实績情報システム（CORINS）の登録内容が確認できる書類の写しを提出するものとする。

(7) 参加する者に必要なその他の要件

この公告で定める場合には、当該要件を満たすこと。またこの要件を定め、公告3（提出書類）で満たすことを証する資料を求めた場合は、競争参加希望者は、この要件を満たすことを証するため、内容が確認できる書類の写しを提出するものとする。

(8) 設計業務受託者との関連に関すること

この公告に定めるこの工事に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連がある者でないこと。「この工事に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連がある者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(9) その他の要件

ア 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(オ) 銀行取引停止処分がなされている者

イ 次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定す

る暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ロ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

(オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と密接な関係を有していると認められる者

ウ 提出資料等の提出期限の日から落札決定の日までの期間にセンター入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けていないこと。

エ 組合が入札した場合において、その組合員でないこと。

オ この公告に定めるこの工事の設計業務の受託者でないこと。

3 公告および設計図書等に対する質問および回答

公告および設計図書等に対する質問がある場合は、ファクシミリ（様式はセンターホームページに添付。ファクシミリによる場合は、提出先に着信確認を行うこと。）により書面で提出すること。受付場所および受付期間は公告のとおりとする。また、質問に対する回答は、公告に定める場所および期間において閲覧に供するものとする。

4 確認資料

(1) 提出書類等

入札参加希望者は、次の書類を公告に定める期日に提出すること。

なお、再申請は認めないので、記載誤りや漏れの無いよう注意すること。

ア 入札参加申請書

様式については、センターホームページに発注者が提示したものを使用すること。

なお、入札参加申請書については提出がない場合および商号または名称等の必要事項に記載誤りや記載漏れがある場合、または記載内容と証明する書類との間で同一性が確認できない場合には湖北広域行政事務センター財務規則（昭和44年湖北広域行政事務センター規則第5号。以下「財務規則」という。）の規定によりその例によることとされる長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）第17条第1項に該当するものとし、その者の入札を無効とする。

(2) 確認資料の提出

この公告において、確認資料の提出を求めた場合には、公告で定める期間内に、再度提出すること。

5 競争参加資格の確認

(1) 競争参加資格結果の通知

競争参加資格の確認結果は、公告で定める日にFAXにより通知する。

(2) 競争参加資格結果についての説明の要求

競争参加資格の確認の結果、競争参加資格がないと認められる場合は、その者を無効とする。

また、競争参加資格がないと認められた者は、管理者に対して、書面（様式は自由）によりその理由を求めることができる。なお、当該書面は、公告で定める提出期間および提出場所に持参により提出すること。

この説明要求に対する回答は、公告で定める日までに行う。

(3) 競争参加資格に係る苦情申立て

(2) の回答を受けた者のうち競争参加資格がないとされたことに不服がある者は、書面により、管理者に対して再苦情申立てを行うことができる。再苦情申立てについては、センター工事等契約審査委員会が審議を行う。なお、提出場所は(2)の場所に同じ。

6 入札手続

入札については、公告に定めるほか契約書案、設計図書、仕様書、財務規則の規定によりその例によることとされる長浜市契約規則および湖北広域行政事務センター建設工事等入札執行要綱（平成19年湖北広域行政事務センター告示第11号）により執行する。

(1) 入札執行回数

2回を限度とする。

(2) 入札方法

郵便により入札を実施する。別紙「入札書の送付方法」を参照のこと。

ただし、湖北広域行政事務センター郵便入札実施要綱の定めるところにより、入札書の持参も可とするが、持参する場合についても公告に定める期限必着とし、持参時に受領書を受け取ること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 予定価格超過による再入札の取り扱い

ア 予定価格超過のため落札決定しない場合には再入札を行う。

イ 再入札の場合、最低入札額発表後に当該金額以上の価格で入札した者は失格とする。

ウ 失格または無効となった者は再入札に参加することはできない。

(4) 入札の無効

公告に定めるほか、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 財務規則の規定によりその例によることとされる長浜市契約規則第17条の規定に該当する入札

イ 確認資料等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 湖北広域行政事務センター建設工事等入札執行要綱に違反した入札

(5) 開札

開札は、公告に定める日時場所において、入札執行者は、開札処理を行うものとする。

また、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、くじ引きを実施し、落札者を決定する。

※くじによる落札者決定方法

湖北広域行政事務センター郵便入札実施要綱第9条の規定による

7 その他

(1) 契約保証金

ア 公告で「有（落札金額の10分の1以上を納付すること）」と定める場合落札金額の10分の1以上を納付すること。ただし、落札価格の10分の1以上に相当する保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の10分の1以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、入札の結果、請負代金額が200万円未満になった場合には免除とすることがある。

イ 公告で「無」と定める場合

契約保証金は免除する。

(2) 契約の締結

ア 落札者の決定後、この工事の契約が成立するまでの間において、当該落札者が次に該当することとなった場合は、この契約を締結しない。

(ア) 2(9)アまたはイの要件を満たさなくなった場合

(イ) 湖北広域行政事務センター入札参加停止基準要綱の規定によりその例によることとされる長浜市入札参加停止基準要綱の規定に基づく入札参加停止措置を受けた場合

イ 落札者の決定後、契約時に当該落札者が有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有しない場合は、この契約を締結しない。

(ウ) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは、前記の契約保証金に記載した履行保証措置を講じたうえ、原則7日以内に契約書を契約担当者に提出すること。

(3) 支払条件

公告において、前金払、中間前金払または部分払を「有」とした場合においても、入札の結果、請負代金額が200万円未満になったときは前金払、中間前金払または部分払を行わない。

(4) 現場説明会

行わない。

(5) 虚偽記載にかかる入札参加停止措置

確認資料に虚偽の記載をした場合は入札参加停止措置を行うことがある。

(6) 違約金

落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5相当する金額を違約金として徴収する。

(7) 入札・契約手続の取り止め

入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、入札を中止し、または落札決定を取り消すことがある。

以 上